

国からの指定等に基づき法人が実施する事務・事業に関する政策評価（個票）

事務・事業名	介護福祉士実務者の養成	担当部局・担当課室	社会・援護局 福祉基盤課
		評価実施時期	令和4年3月
根拠法令等	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号	類型	講習研修
		指定等の形態	指定
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症高齢者の増加、「措置」から「契約」への変更（介護保険制度や障害者自立支援法の施行）、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められている中で、利用者への説明能力を高め、状態像に応じた根拠ある介護実践が可能となるよう、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身に付けることが必要であるため、介護福祉士国家試験を受験する実務経験者に対して実務者研修の受講を義務付けることにより、介護福祉士の資質と社会的評価を高めることを目的として創設</li> </ul> <p>○事務・事業の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士実務者養成施設の指定</li> </ul>		
事務・事業の目的	指定基準を満たした養成施設において、介護福祉士実務者研修を実施することを目的とする。		
関連する政策目標等	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標2 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p> <p>施策目標2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること</p>		
法人の指定等の状況	別紙のとおり		
指定・登録等の基準に対するよくある問合せと回答	特になし		
料金等・積算根拠	—		
事務・事業の実績等	<p>○実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士実務者養成施設 12校、12課程（上記施設数は厚生労働省の所管施設に限る。）</li> </ul>		

国からの補助金等	—
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 26 年法律第 51 号）の施行に伴う社会福祉士及び介護福祉士法の改正により、平成 27 年 4 月から介護福祉士養成施設の指定・監督権限を都道府県に委譲した。（ただし、文部科学省との共管施設は除く。）
事務・事業の必要性・有効性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務・事業の必要性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士を養成・確保していく必要がある。</li> <li>○ 事務・事業の妥当性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士を養成・確保していくことは妥当である。</li> <li>○ 事務事業の有効性 高齢化が進行し、介護ニーズが多様化・高度化する中で、専門的な能力及び知識を有する人材として、介護福祉士を養成・確保していくことは有効である。</li> </ul>
事務・事業の執行体制の妥当性等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○指定等を行う妥当性 専門的な人材である介護福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。</li> <li>○事務・事業実施主体の適格性 <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定等の基準の妥当性 介護福祉士実務者養成施設の指定基準は、有識者による検討会による報告を踏まえ策定している。</li> <li>●実施主体としての指定等法人の適格性 地方厚生（支）局長及び文部科学大臣は、指定養成施設の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が、指定基準に照らして適当である場合に、指定を行うものである。</li> </ul> </li> </ul>
政策効果の把握の手法及びその結果	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和 62 年政令第 402 号）第 5 条に基づく実務者養成施設からの報告
学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 介護福祉士養成課程における教育内容の見直しについて、平成 29 年度の社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」を踏まえ、各分野の有識者、教育者及び実践者による「検討チーム」を設置し、見直しを行った。</li> <li>○ 見直し内容について、平成 30 年度から周知を行い、平成 31 年度（令和元年度）より順次導入を図った。</li> </ul>

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項</p>	<p>特になし</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>専門的な人材である介護福祉士の養成は、指定基準を満たした養成施設として適切な施設で実施する必要がある。 今後とも、専門的な能力及び知識を有する介護福祉士の養成を行っていく。</p>
<p>備考</p>	

別紙

合計 12 法人

・学校法人 12 法人

※料金等・積算根拠は特になし

学校名	課程名	指定等の時期	連絡先 (TEL)
学校法人 (12 法人)			
帯広大谷短期大学	介護福祉士実務者研修通信科	2014 年	0155-42-4444
青森明の星短期大学	介護福祉士実務者研修講習会	2015 年	017-741-0123
弘前医療福祉大学 短期大学 部	介護福祉専攻実務者研修 (通信 講座)	2018 年	0172-27-1001
羽陽学園短期大学	介護福祉士実務者研修	2016 年	023-655-2385
国際医療福祉大学	介護福祉学科実務者研修	2019 年	0287-24-3000
聖徳大学介護福祉士	実務者研修コース	2013 年	047-365-1111
東京基督教大学	介護福祉士実務者研修	2018 年	0476-46-1131
身延山大学介護福祉士実務者 学校	介護福祉士実務者研修	2017 年	0556-62-6080
松本短期大学	介護福祉士実務者研修 (通信課 程)	2014 年	0263-58-4417
飯田女子短期大学介護福祉士 実務者学校	介護福祉士実務者研修 (通信課 程)	2017 年	0265-22-4467
福岡医療短期大学	—	2017 年	092-801-0923
佐賀女子短期大学	—	2014 年	0952-23-5145